

マイナンバーカードに関するお知らせ

★手続は

予約制です

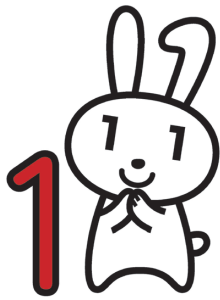
マイナンバーカードに関する手続（申請、受取、電子証明書更新など）は、住民課で予約制にて行ないます。

〔受付時間〕

平日の午前9時から11時
午後1時30分から4時

*土曜日、日曜日、祝日は窓口を開設していません。
（夜間または休日窓口開設時を除く）

*予約をされずに来庁された場合、お手続きができませんでした。お待ちいただく場合がありますのでご注意ください。



★夜間臨時窓口を予約制にて開設します

マイナンバーカードをこ

れから作りたい方、マイナンバーカードの交付通知書（ハガキ）が届いていて、まだカードを受け取られていない方、電子証明書の更新を希望される方が対象です。

必ずご予約のうえ、ご本人がお越しください。

〔日時〕 3月19日（水）

午後5時30分～8時

〔会場〕 役場住民課

〔予約締切〕 3月14日（金）

●持ち物

〔申請をされる方〕

2次元コード付き個人番号カード交付申請書

*引越など申請書の内容が変更になった方や申請書をなくした方は、住民課で申請書を再発行しますので、本人確認書類をお持ちください。

〔交付を受ける方〕

交付通知書（ハガキ）・通知カード・本人確認書類（15歳未満の方、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

〔電子証明書更新の方〕

マイナンバーカード・有効期限通知書（青い封筒）
※予約、問い合わせは、住民課 ☎83・2182

【東京しごとセンター多摩】

雇用・就業を支援するための様々な就業支援セミナーなどを実施しています。

詳細は、2次元コードを参照ください。



令和7年度固定資産税の課税明細書は

納税通知書と一緒にお届けします

町では、納税者の方が課税内容を分かりやすく見ていただけるように、毎年5月に固定資産税課税明細書を納税通知書と一体化してお届けしています。

納税通知書がお手元に届く前に固定資産税の課税内容を確認したい場合には、

転出届はマイナポータルから

転出する際に手続が必要な転出届は、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、国内へ引越をする方は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり役場への来庁が原則不要となります。

マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先での市区町村の窓口で転入届などの手続が必要です。

4月1日（火）から役場住民課で固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧ができますのでご利用ください。
納税者みなさんのご理解とご協力をお願いします。
※問い合わせは、住民課 ☎83・2190

*詳細は、デジタル庁のホームページをご覧ください。
※問い合わせは、住民課 ☎83・2182

